

人材育成・生産性向上 のための助成金活用

2019年2月28日(木)

富士教育訓練センター 非常勤講師
日本マルチメディア・イクイップメント株式会社
代表 高田守康

スケジュール

人材開発助成金、富士KKC

もの補助、IT補助金

生産性向上、ICT活用

助成金と補助金

助成金とは

主に厚生労働省(労働局・ハローワーク)が管轄

国が推進したい目的(雇用安定化・労働環境の改善等)の要件を満たすことで支給される

要件を満たしていることを証明する書類の提出が必要

補助金とは

主に経済産業省・中小企業庁が管轄

国の政策目標に沿った事業に係る経費の一部を支給される

事前に事業計画の審査・採択、事業完了後に経費の妥当性を証明する書類の提出が必要

助成金と補助金

	助成金	補助金
管轄	厚生労働省など	経済産業省など
助成対象	主に人材関連施策	主に事業経費
審査	なし	あり
公募期間	基本的に随時 (予算がなくなり次第終了)	あり
返済	原則不要	原則不要

(1) 平成30年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

事業概要

本事業は、中小企業・小規模事業者等が取り組む、生産性向上に資する革新的なサービス開発・試作品開発・生産性プロセスの改善に必要な設備投資等を支援する

管轄機関 中小企業庁

補助対象者 中小企業、小規模事業者

補助額 100万円～1,000万円

補助率 1 / 2 (※2018年12月21日以降に、先端設備導入計画・経営革新計画に申請・承認を受けている場合 2 / 3)

補助対象費目 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用料等

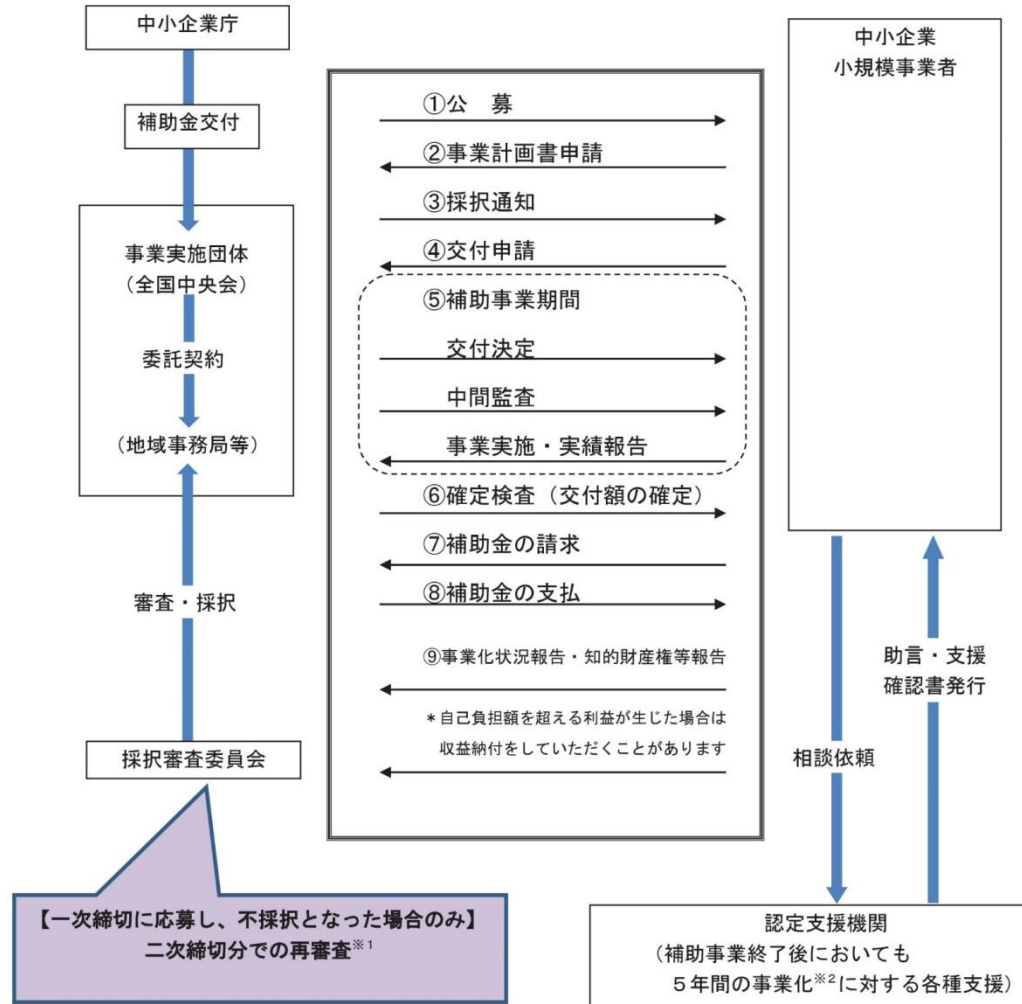
公募期間

一次締切:2019年2月23日(土)【当日消印有効】

二次締切:2019年5月 8日(水)【当日消印有効】

(1) 平成30年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

事業フロー



※1 一次締切にて不採択後、二次締切分審査開始までに書類等の差替えを行うことはできません。
なお、再審査を辞退することも可能です。

※2 事業化については52ページ参照

(2)省エネルギー—建設機械補助事業

事業概要

建設事業者等が省エネルギー型建設機械を導入する際に必要な経費の一部を補助することにより、建設現場等で使用される省エネルギー型建設機械の普及促進、市場活性化及び一層の省エネルギー性能の向上等を支援し、低炭素社会の実現に貢献する

管轄機関 経済産業省

補助対象者 対象建機購入者

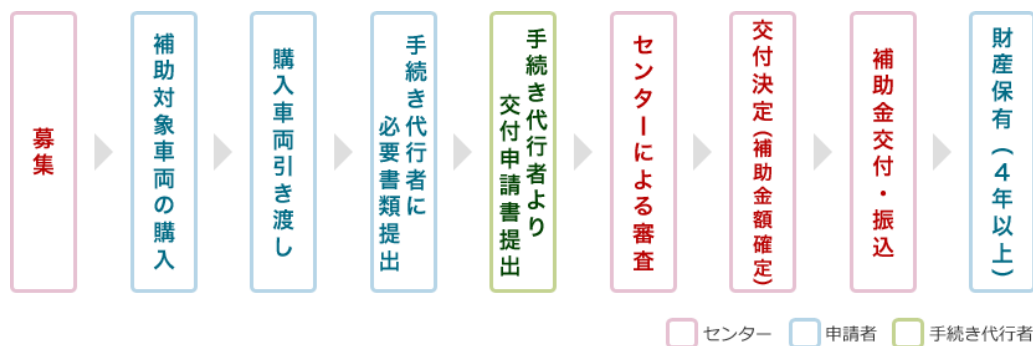
補助額 上限 300万円

補助率 9/10 または 6/10相当

補助対象品目 運営HPにて公開の型式の油圧ショベル・ブルドーザ・ホイールローダ
(未使用の建設機械で、指定期間中に代金の支払いが完了したもの)

事業期間 平成30年度予算枠消化の為終了

事業フロー



省エネルギー性能の優れた建設機械の導入に対する補助事業 HPより
<http://www.eco-kenki.jp/index.html>

(3) IT導入補助金

事業概要

日々の経理を効率化する会計ソフト・顧客情報等を一元管理するクラウドシステム等のITツールの導入を支援

管轄機関 中小企業庁

補助対象者 中小企業、小規模事業者(建設業等も対象)

補助額 40万円～450万円

補助率 1 / 2

補助対象品目 補助金HPにて公開されているITツール

経産省補助金 予算枠推移

事業年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ものづくり補助金 (補正予算)	763.4億円	1,000.0億円	1,100.0億円 ※1	100.0億円 ※2
IT導入支援補助金 (補正予算)	100.0億円	500.0億円		
省エネルギー型建設機械補助金 (当初予算)	18.0億円	14.1億円	12.7億円	-

※1 平成30年度補正 ものづくり補助金・IT導入支援補助金 一体で予算計上

※2 平成31年度当初予算にて100億円計上

(4) 建設業新分野進出助成事業

事業概要

建設業者による農業や福祉事業等の他分野への新規進出、新商品・新工法の開発等に要する経費への助成

1. 新商品・新技術・新役務研究開発事業
2. 販路開拓事業（新分野進出等に係るものに限る。）
 - ①展示会への出展
 - ②販路開拓調査
 - ③販路開拓指導の受入
3. 人材養成事業（新分野進出等に係るものに限る。）
 - ①技術指導の受入
 - ②技術習得、資格取得等の各研修の受講

管轄機関 公益財団法人 栃木県産業振興センター

補助対象者 建設業者（中小企業に限る。）又はこれを構成員に含むグループ

補助額 200万円以内

補助率 2 / 3以内

補助対象経費 専門家費用・研究開発事業費・販路開拓事業費・庁費・委託費等

(5) トライアル雇用助成金

事業概要

「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則3カ月間の試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとすることを目的とした制度

管轄機関 労働局・ハローワーク

助成対象者

- ① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する
- ② 紹介日時点で、学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業※1に就いていない
- ③ 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
- ④ 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている※2
- ⑤ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている
- ⑥ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する※3

※1 期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること

※2 パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと

※3 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者

助成額 対象者1人当たり、月額最大4万円(最長3カ月間)

※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合 いずれも1人当たり月額5万円(最長3カ月間)となります

(6) 人材確保等支援助成金

事業概要

人材不足の解消のためには、事業主等による雇用管理改善等の取組みを通じて「魅力ある職場」を創出し、現在就業している従業員の職場定着等を高めることが必要。

事業主等の雇用管理改善、生産性向上等の取組みによる助成を通じて、従業員の職場定着の促進等を図ることを目的としている。

管轄機関 労働局・ハローワーク

コース

- I 雇用管理制度助成コース
- ~~II 介護福祉機器助成コース(説明省略)~~
- ~~III 介護・保育労働者雇用管理制度助成コース(説明省略)~~
- ~~IV 中小企業団体助成コース(説明省略)~~
- V 人事評価改善等助成コース
- VI 設備改善等支援コース

(6) 人材確保等支援助成金

I 雇用管理制度助成コース

事業概要

事業主が、新たに雇用管理制度(評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度(保育事業主のみ))の導入・実施を行い、雇用管理制度の適切な運用を経て従業員の離職率の低下を図る。

助成額

目標達成助成 57万円

(生産性要件を満たした場合は72万円)

(6) 人材確保等支援助成金

V 人事評価改善等助成コース

事業概要

①制度整備助成

事業主が、生産性向上のための能力評価を含む人事評価制度と2%以上の賃金のアップを含む賃金制度（以下「人事評価制度等」と表記します。）を整備し、実施した場合。

②目標達成助成

人事評価制度等の適切な運用を経て、生産性の向上及び労働者の賃金の2%以上のアップや離職率の低下に関する目標をすべて達成した場合。

助成額

制度整備助成 50万円

目標達成助成 80万円

(6) 人材確保等支援助成金

VI 設備改善等支援コース

事業概要

生産性向上に資する設備等への投資を通じて生産性向上、雇用管理改善(賃金アップ等)を図る事業主に対して計画達成助成等を支給。

助成額

			(1年目)	(2年目)	(3年目)
A雇用管理改善計画期間1年タイプ			①計画達成助成	—	②上乗せ助成
入設備費用導	175万円以上 1,000万円未満	支給額	50万円	—	80万円
目標要件	賃金アップ上昇率 (計画開始日前の賃金と比較)		2%以上	—	6%以上
	生産性要件 (設備等の導入日の属する会計年度の前年度と比較)		—	—	6%以上
B雇用管理改善計画期間3年タイプ			①計画達成助成 (1回目)	②計画達成助成 (2回目)	③目標達成時助成
設備導入費用	240万円以上 5,000万円未満	支給額	50万円	50万円	80万円
	5,000万円以上 1億円未満		50万円	75万円	100万円
	1億円以上		100万円	150万円	200万円
目標要件	賃金アップ上昇率 (計画開始日前の賃金と比較)		2%以上	4%以上	6%以上
	生産性要件 (設備等の導入日の属する会計年度の前年度と比較)		0%以上	2%以上	6%以上

(7) 人材開発支援助成金 1

事業概要

職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額	
			注：()内は中小企業以外 生産性要件を満たす場合	
特定訓練コース	・中小企業以外 ・中小企業 ・事業主団体等	・労働生産性の向上に直結する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練(※1) について助成	OFF-JT 経費助成：45(30)% 【60(45)% (※2)】 賃金助成：760(380)円/時・人 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：665(380)円/時・人	OFF-JT 経費助成：60(45)% 【75(60)% (※2)】 賃金助成：960(480)円/時・人 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：840(480)円/時・人
一般訓練コース	・中小企業 ・事業主団体等	・他の訓練コース以外の訓練 について助成	OFF-JT 経費助成：30% 賃金助成：380円/時・人	OFF-JT 経費助成：45% 賃金助成：480円/時・人
教育訓練休暇付与コース	・中小企業	・有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	定額助成：30万円	定額助成：36万円
特別育成訓練コース(旧キャリアアップ助成金人材育成コース)(※3)	・中小企業以外 ・中小企業	・一般職業訓練 ・有期実習型訓練 ・中小企業等担い手育成訓練 について助成	OFF-JT 経費助成：実費(※4) 賃金助成：760(475)円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：760(665)円/時・人	OFF-JT 経費助成：実費(※4) 賃金助成：960(600)円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：960(840)円/時・人

※1 ・特定分野認定実習併用職業訓練(建設業、製造業、情報通信業の分野)、認定実習併用職業訓練、中高年齢者雇用型訓練

※2 ・雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練の場合
・若者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業の場合

※3 ・非正規雇用労働者が対象

※4 ・一人当たり。訓練時間数に応じた上限額を設定。(中小企業等担い手育成訓練は対象外)

(7) 人材開発支援助成金 2

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額 注：()内は中小企業以外	
				生産性要件を満たす場合
・建設労働者認定訓練コース(旧建設労働者確保育成助成金)	・中小建設事業主 ・中小建設事業主団体(経費助成のみ)	・能開法による認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合について助成	経費助成(訓練を実施した場合): 補助対象経費の16.7% 賃金助成(雇用する建設労働者に訓練を受講させた場合): 4,750円/日・人	賃金助成(雇用する建設労働者に訓練を受講させた場合): 6,000円/日・人
・建設労働者技能実習コース(旧建設労働者確保育成助成金)	・中小建設事業主、中小建設事業主団体(※支給対象:男性・女性労働者) ・中小以外の建設事業主、中小以外の建設事業主団体(※支給対象:女性労働者のみ)	・安衛法による教習、技能講習、特別教育 ・能開法による技能検定試験のための事前講習 ・建設業法による登録基幹技能者講習 などを実施した場合について助成	1. 中小建設事業主 20人以下: 経費助成 75% 賃金助成 7,600円/日・人 21人以上: 経費助成 35歳未満 70% 35歳以上 45% 賃金助成 6,650円/日・人 2. 中小以外の建設事業主: 経費助成 60% 3. 中小建設事業主団体: 経費助成 80% 4. 中小以外の建設事業主団体 経費助成 66.6%	1. 中小建設事業主 20人以下: 経費助成 90% 賃金助成 9,600円/日・人 21人以上: 経費助成 35歳未満 85% 35歳以上 60% 賃金助成 8,400円/日・人 2. 中小以外の建設事業主: 経費助成 75%
・障害者職業能力開発コース	・事業主又は事業主団体	・障害者職業能力開発訓練施設等の設置等 ・障害者職業能力開発訓練運営費(人件費、教材費等) に対する助成	(施設等) 3/4(上限額:5,000万円、更新の場合は1,000万円) (運営費) 4/5(上限額:1人当たり17万円)(※5)	-

※5 ・重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者以外は3/4(上限額16万円)、重度障害者等が就職した場合10万円を追加支給。

管轄機関 労働局

厚生労働省 人材開発支援助成金 HPより

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_koyou/kyufukin/d01-1.html

業務改善助成金

事業概要

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度。

生産性向上のための設備投資やサービスの利用などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成。

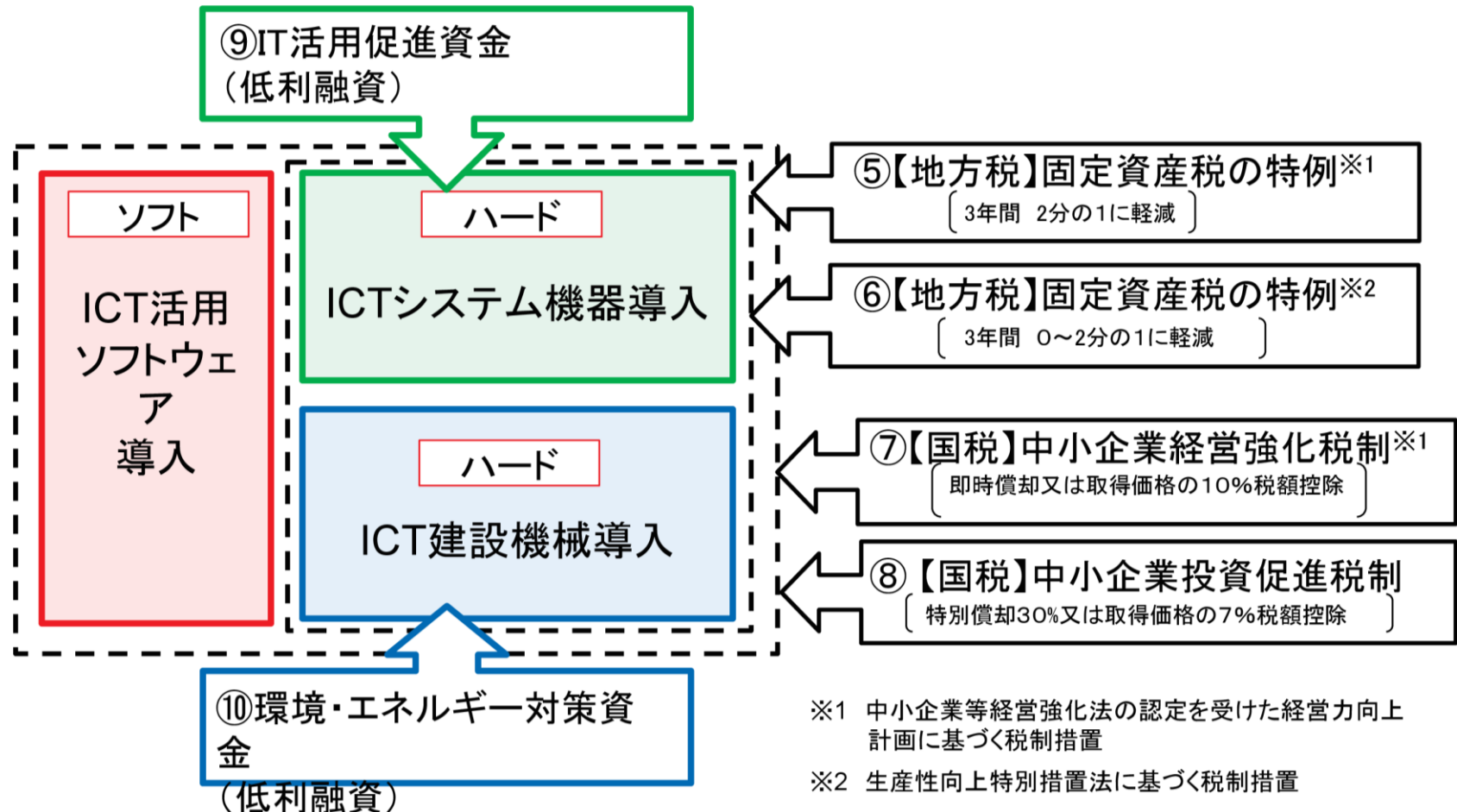
管轄機関 労働局

助成対象者 事業場内最低賃金が 1,000 円未満の中小企業・小規模事業者。

助成額

事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
① 30 円以上 <small>(申請受付期限： 平成31年3月29日 まで)</small>	1～3人	50 万円	事業場内最低賃金800円未滿の事業場 <small>(ただし、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び事業場規模30人以下の事業場に限る ※2)</small>	4 / 5 <small>(生産性要件を満たした場合には 9 / 10 ※1)</small>
	4～6人	70 万円		
	7人以上	100 万円		

○ICT施工の中小企業への普及加速のための税制優遇・低利融資の活用を支援



※詳細な内容は、各制度の問合せ先に御確認下さい。

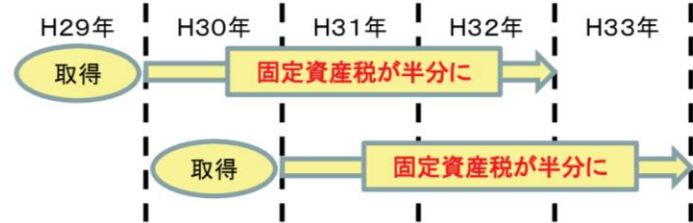
中小企業等経営強化法による支援概要

平成28年7月施行の「中小企業等経営強化法」により、中小企業等が取り組む「経営力向上計画」が認定されると、以下の支援を受けることができます。(※計画の認定は、各種支援が受けられることを保証するものではありません)

- 生産性を高めるための機械及び装置を取得(平成31年3月31日まで)した場合、固定資産税(地方税)が3年間半分に減免されます

例: バックホウや金属板の動力折曲機を購入

経営力向上計画の策定・認定
(バックホウや動力折曲機を導入することで生産性が向上し、もって経営力向上)



- 政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等を受けることができます

例: 新たな商品・サービス開発の資金調達に融資を利用

経営力向上計画の策定・認定
(商品やサービスを開発し新たな販路拡大による収益向上によって経営力向上)

商中中金による低利融資を受けやすくなります。

※ この他にも保証枠拡大等の金融支援が有り

- 補助金等の採択(審査)時に加点要素となります※H29補正も措置されているが、以下の通りかどうか不明

例: 3次元設計データの作成及び重機との連動を可能とするソフトウェアを補助金で導入

経営力向上計画の策定・認定
(ICT対応のソフトウェアを導入しI-Constructionの推進による生産性の向上をもって経営力向上)

経済産業省所管の補助金制度(今年度終了・次年度未定)
「サービス等生産性向上IT導入支援事業補助金」
における**審査時の加点要素**になります。

サービス・ソフトウェア
導入費に対し、
1/2以内で
上限50万円

例: ウェアラブル端末を利用し、遠隔地の熟練工のスキルを若手社員に技術継承

経営力向上計画の策定・認定
(ウェアラブル端末を活用し、技能者育成による社員一人あたりの生産性向上をもって経営力向上)

経済産業省所管の補助金制度(今年度終了・次年度未定)
「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業」
における**審査時の加点要素**になります。

機械装置導入費等に対し、
2/3以内で上限
1,000万円
又は500万円

中小企業の設備投資を支援します！

2020年までの「生産性革命・集中投資期間」において、中小企業の生産性革命を実現するため、2018年6月に施行された「生産性向上特別措置法」に基づき、市区町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。

認定を受けた中小企業の設備投資に対して、臨時・異例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じます。

市町村の判断により、新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロ*になります

*課税標準を市町村の条例で定める割合（ゼロ～1/2）を乗じて得た額とする

【生産性向上特別措置法】

POINT!



- 1 「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村において新たに設備を導入する中小企業者が対象
- 2 年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資（詳細下記）が対象
- 3 固定資産税の特例率をゼロと措置した地域で本措置対象の事業者等は、各種補助金において、その点も加味した優先採択

*中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者が対象。ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）に限ります。

○対象設備（固定資産税の特例）

（注）市区町村により異なる場合があります

商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記設備

【減価償却資産の種類（最低取得価額/販売開始時期）】

- ◆機械装置（160万円以上/10年以内）
- ◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内）
- ◆器具備品（30万円以上/6年以内）
- ◆建物附属設備（償却資産として課税されるものに限る）（60万円以上/14年以内）

上記制度のお問い合わせ先、優先採択（審査時の加点）の対象となる補助金は、裏面をご覧ください

お問い合わせ先

- 先端設備等導入計画の申請に係る問い合わせ先は、新たに導入する設備が所在する市区町村となります。
- 本制度全体に係る問い合わせは、下記までお問い合わせください。
- 各種補助金の問い合わせ先につきましては、各種補助金のHP等をご覧ください。

対象地域	担当課		連絡先（直通）
北海道	北海道経済産業局	中小企業課	011-709-3140
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	東北経済産業局	経営支援課	022-221-4806
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡	関東経済産業局	中小企業課	048-600-0394
岐阜、愛知、三重	中部経済産業局	中小企業課	052-951-2748
富山、石川	電力・ガス事業北陸支局	産業課	076-432-5401
福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	近畿経済産業局	中小企業課	06-6966-6023
鳥取、島根、岡山、広島、山口	中国経済産業局	中小企業課	082-224-5661
徳島、香川、愛媛、高知	四国経済産業局	産業振興課	087-811-8523
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	九州経済産業局	中小企業課	092-482-5447
沖縄	沖縄総合事務局	経済産業部 中小企業課	098-866-1755

優先採択（審査時の加点）の対象となる補助金一覧（2018年7月現在）

本制度に基づき固定資産税ゼロの特例を措置した自治体において、当該特例措置の対象となる事業者等について、その点も加味した優先採択（審査時の加点）を行います。対象となる予定の補助金は以下となります。各補助金の公募時期等の詳細情報や問い合わせ先については、各補助金のHP等をご覧ください。

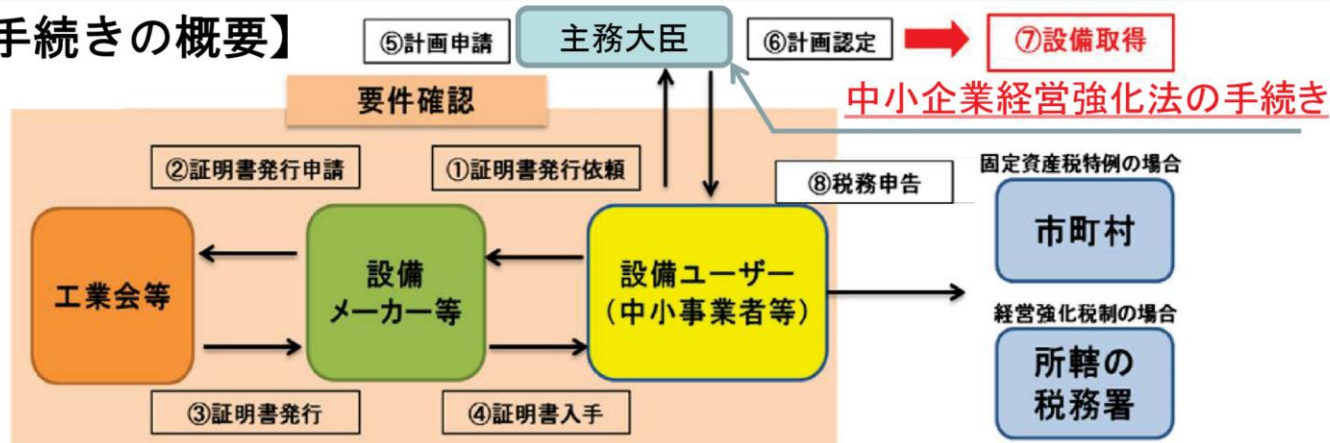
補助事業名	概要
ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業（ものづくり・サービス補助金）	中小企業が生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセス改善を行う際の設備投資を支援
サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT補助金）	中小企業等の生産性向上のため、業務効率化や売上向上に資する革命的なITツール（ソフトウェア、アプリ、クラウドサービス等）の導入を支援

中小企業等経営強化法による支援法人税減免

□ 「経営力向上計画」の認定により、固定資産税減免の他、法人税減免を受けられる。

中小企業経営強化税制／	
期 間	～H31.3末
利用できる方	中小企業（資本金1億円以下）、個人事業主
対象設備	機械装置(160万円以上)→ 建設機械等 、ソフトウェア(70万円以上)、 器具備品・工具(30万円以上)→ 測量機器等 、建物付属設備(30万円以上) 最新設備を導入する場合（A類型） 利益改善のための設備を導入する場合（B類型）
優遇内容	個人事業主、資本金3千万円以下 即時償却 又は 税額控除10% 資本金3千万円超1億円以下 即時償却
対象設備要件	<対象設備の要件> A類型 最新モデルであること、 生産性が年平均1%以上向上 していること B類型 投資利益率が5%であること 設備のメーカーの所属する団体が証明書を発行
制度紹介HP	http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html

【手続きの概要】



建設機械関係の補助金、低利融資、税制優遇【税制優遇】

	中小企業等経営強化法	⑧ 中小企業投資促進税制
期 間	～H31.3末	～H31.3末
利用できる方	中小企業（資本金1億円以下）、個人事業主 担当省庁（建設業は国交省）による経営力向上計画の認定必要（賃貸業は対象外）	
対象設備	160万円以上の機械及び装置であること	
	<ul style="list-style-type: none"> 経営力向上計画に基づき取得する新規の機械装置（生産性が年平均1%以上向上する設備等） 青色申告書を提出する中小企業者等が新規取得した設備を指定事業（建設業等）に使用した場合、上乗せ措置あり。 	生産性向上に資する一定の設備等
優遇内容	⑤ 固定資産税	法人税
	固定資産税の課税標準を 3年間1/2に軽減	個人事業主、資本金3千万円以下 特別償却30% 又は 税額控除7% 資本金3千万円超1億円以下 特別償却30%
その他	⑦ <上乗せ措置（法人税）> 個人事業主、資本金3千万円以下 特別償却即時 又は 税額控除10% 資本金3千万円超1億円以下 特別償却即時 又は 税額控除7%	
制度紹介HP	http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html	http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyoukigyoutousisokusinzeisei.htm

※正確なところは、制度紹介HPやHPに記載の問い合わせ窓口で、ご確認ください。

建設機械関係の補助金、低利融資、税制優遇【税制優遇】

	⑩ (株) 日本政策金融公庫 環境・エネルギー対策資金	⑨ (株) 日本政策金融公庫 IT活用促進基金
期 間	～H31. 3.31	～H31. 3.31
利用できる方	中小企業（建設業：資本金3億円以下または従業員300人以下）、個人事業主	中小企業（建設業：資本金3億円以下または従業員300人以下）、個人事業主（賃貸業は対象外）
貸付限度	中小企業事業：7億2千万円（直接貸付）、国民生活事業：7千2百万円	
貸付期間	20年以内	
貸付対象と 貸付利率	<p>各環境対策型建設機械の購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出ガス対策型建設機械： 基準金利 ・ オフロード法基準適合車： <ul style="list-style-type: none"> 特別利率 ①※ / A（2014年規制） <p>※ 基準適合表示が付されていない同等の諸元を有する建設機械等からの買い替えに係る資金のみ特利①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低炭素型及び燃費基準達成建設機械： <ul style="list-style-type: none"> 特別利率 ① / A <p>貸付金額が4億円を超える場合は、基準金利となります。</p> <p>※ 新車で販売中のICT建機はオフロード法基準適合車です。低炭素型建設機械、燃費基準達成建設機械の認定の有無はメカ等にご確認ください。</p>	<p>情報化施工機器の購入・賃借</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付対象は、MC/MG機器やTS/GNSS等の情報化施工機器と取付改造費となります（建設機械本体は含まれません） ・ 基準金利
	<p>中小企業事業：基準金利 1.16%、特別利率① 0.76%、特別利率② 0.51%、特別利率③ 0.30%（5年超6年以内、平成30年 7月）標準的な利率のため詳細は制度の窓口にお問合せ下さい。</p> <p>国民生活事業：基準金利2.06～2.55%、特別利率A 1.66～2.15%、特別利率B 1.41～1.90%、特別利率C 1.16～1.65%（担保不用の貸付、平成30年 7月）標準的な利率のため詳細は制度の窓口にお問合せ下さい。</p>	
制度紹介HP	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku.html	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m.html

※正確なところは、制度紹介HPやHPに記載の問い合わせ窓口で、ご確認ください。

生産性向上の勘どころ

② コストリダクション

i-Constructionの深化
3次元データ活用など



生産性向上

- ① 時間の短縮
- ② 数人の削減
- ③ 単価賃率の低減



① コストセービング

組織力の強化
個人のスキルアップ
など



③ コストコントロール

管理水準の高度化

『 3つの管理ポイント』の勘どころ

- 材料費 = 単価 × 数量
⇒ 単価は契約管理、数量は設計図書から拾い出す。拾い出しのミスやロス、過剰な発注に注意
- 労務費 = 賃率 × 時間
⇒ 賃率は契約管理、時間は最適工程から算出
- 外注費 = 契約価格
⇒ 外注先の事情を斟酌することで価格が低減
- 経費 = 賃率 × 時間
⇒ 賃率は契約管理、時間は最適工程から算出

① コストセービング

- コストセービングとは、無駄を排除して、外部への支払額を節約する各種の活動
- 職場の整理整頓、休み時間の消灯、クラウドサービスを利用した作業の効率アップ、作業効率が良い社員の採用・育成、品質が安定して作業が早い外注先を開拓する、集中購買で購入価格のバラつきや発注数量のムダを無くす等の活動
- 技術部門も、事務部門も、元下も協力して実現する
- 意識改革やスキルアップ、モチベーションアップなど、人材強化や組織力の強化が不可欠である。戦略的に目標を定め、地道に取り組む活動

② コストリダクション

- コストリダクションは、新技術・新工法の採用などの技術革新や、従来工法でも施工時のVE提案など技術職の創意工夫による原価低減や利益創出につながる活動
- i-Construction土工や舗装工のICT活用、コンクリート工の規格標準化やプレキャスト化などが、この活動の代表例。大幅な工期短縮などが期待できる一方で、外注費や機械経費がかさむ恐れもあり、技術職の学習と創意工夫が問われる

③ コストコントロール

- コストコントロールは、契約約款と設計図書に基づき、受注者が計画した**最適工程**で施工する活動。最適工程とは、ムダ・ムラ・ムリが無く、資源調達の裏付けがある最短工程である
- 最適工程で施工すると、最安原価が実現できる。最適工程に変更が生じた場合、工程（調達含む）を日々更新して施工する。従来工法でも新工法でも、工法に関係なく取り組める管理手法である。技術職と事務職が単独でも共同でも、取り組める活動である！